



議案第十七号

三朝町山対開発センター設置条例の制定について

次のとおり、三朝町山村開発センター設置条例を制定することについて、地方自治法（昭和三十三年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町山村開発センター設置条例

(目的)

第一条 この条例は、三朝町発展の主体となる町民意識の昂揚をはかり、町勢の振興発展を期するため、産業の開発、生活改善の推進、保健、福祉の増進、情報連絡、生活便益の提供等の経済および社会開発上の統合的、かつ、拠点的な施設となる山村開発センターの設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第二条 山村開発センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 三朝町山村開発センター

位置 三朝町大字大瀬九百九十六番地

~~小運営委員会の定数および任期~~ **(運営委員会設置)**

第三条 前条に規定する山村開発センターに三朝町山村開発センター運営委員会（以下「

委員会」という。）を置く。

（委員会の定数および任期）

第四条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。町長は委員である。

議会議員 三人

農業委員会委員 一人

農協役員 一人

森林組合役員 一人

学識経験者 五人

2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他必要な事項）

第五条 この条例に定めるもののほか、山村開発センターの管理運営並びに準備委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十六年 10 月 1 日から施行する。